

れんごう

2014. 7. 14
第 8 号 通算 193 号
日本労働組合総連合会新潟県連合会
県央地域協議会
(連合県央地協)
〒955-0044 三条市田島2丁目22-36
TEL 0256-32-6363 Fax0256-32-6490



連合県央地協第25回地協委員会

7月3日(木) 18:15~リサーチコア7Fマルチメディアホールで第25回地協委員会を、委員38名、傍聴16名の出席で開催しました。

主催者を代表し、宮口議長は「2014春季生活闘争で各単組が粘り強い交渉を展開した。回答額は改善されているが、物価の高騰はそれ以上で暮らしを圧迫している。県央地域では雇用問題を抱える単組など一様ではない。連合の仲間の連帯を強めていこう!」と挨拶しました。

連合新潟の齋藤会長からは、連合運動への参加の御礼の他、労働者保護ルール改悪、組織拡大の必要性などについて基調報告がありました。

《報告事項》 2014年度上半期の活動報告・会計報告・会計監査報告

《審議事項》 2014年度後半の主要活動について・役員の交代について

報告事項、審議事項ともそれぞれ承認されました。

続いて、4月に新たに結成された新潟竹内ハガネ労働組合(JAM)の中島委員長、齋藤書記長が紹介され、中島委員長から挨拶がありました。その後、ダイヤ精工労組(JAM)の捧委員長より民事再生申請に至った経過と現況の報告があり、執行部より提案された支援カンパを全体で確認しました。

出席した委員からの質問や要望として「社会へ出る前の学校現場で、働くことの意味、労働法などに接する機会が必要だ。連合としても取り組んでほしい」との要望がありました。連合新潟では、学校現場への労働法関連の出前講座を開催しており、県央地協でも、地元の学校(高校)などで、講座を開催できるよう機会を探っています。

最後に労働者保護ルール改悪反対と組織拡大などを盛り込んだアピール案を採択し、団結ガンバローで締めくくりました。ダイヤ精工労組支援カンパ 37,000円 みなさまの温かいご支援、本当にありがとうございました。早々にダイヤ精工労働組合を訪問し届けます。



<ダイヤ精工労組支援カンパ>



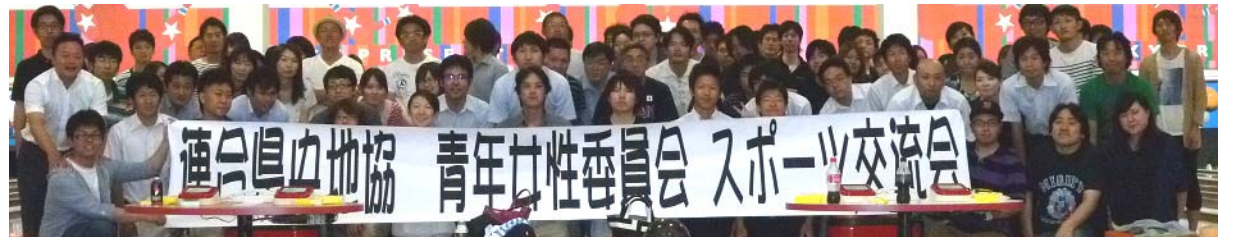
<質疑での発言>

青年女性委員会 スポーツ交流会を開催

青年女性委員会では、6月27日(金)19:00~ポップボウル県央(燕市)で恒例となっているスポーツ交流会(ボウリング大会)を開催し、各構成組織の若手からベテランまで総勢93名が参加しました。昨年に比べ参加人数も増え、ボウリング場を借り切った交流会となりました。

優勝は井関新潟・トップ工業連合チーム(代表:大竹隆行さん)、2位 遠藤工業労組チーム、3位 加茂市職労チームでした。

大会後に懇親会を「ごん蔵燕三条店」で開催し、産別や単組の枠を越え、県央で働く仲間同士、お互い仕事の話や意見交換を行い、交流を深めました。「連合主催イベントは、産別や単組を超えた交流ができる」「これからも気軽に集まれる企画をして欲しい」などの声もありました。



●2014平和集会 講演会 「1945年8月1日 長岡空襲のこと」仮題

・日時 7月30日(水) 18:30~ マルチメディアホール

・内容 ①紙芝居「長岡空襲」 今井 和江さん(新潟ひょうしぎの会)
②語り部講演「長岡空襲」 新井 淳夫さん(遺族の会代表)

●青年女性委員会主催 サマーパーティー (近日中に案内發文)

・日時 8月29日(金) 18:30~ 燕三条ワシントンホテル

●2014 研修会「連合の仲間 職場見学&意見交換会」(近日中に案内發文)

・日時 9月上中旬予定 平日14:30~(予定)

・見学先 調整中です。

・内容 概要説明、工場見学、意見交換会(予定)

●第1回政策委員会

・8月下旬に開催予定 各自治体への要請案を作成に着手します。(近日中に案内發文)

●アジア・アフリカ救援米『稲刈り』

・日時 9月23日(祝) 9:30~ 三条市上林公民館

●クリーンキャンペーンとして稲刈り当日の朝8時からリサーチコア周辺のゴミ拾いを行います。

●県央地区ワークラ이프セミナー

「みんなが主役!! 生き活きたした街づくり 参加を通して繋がろうIN県央」

・日時 9月27日(土) 13:30~ 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ)

・内容 第一部 講演会 「地域おこし町おこし」(仮題)

第二部 活動発表 県央地域で活動する(地域おこし、町おこし)に係るNPO他団体の活動発表

第三部 交流会



STOP THE 格差社会!

暮らしの底上げ実現。

いま、わたしたち働く者を守る重要な法律について、大きな見直しが行われようとしています!

労働者の改悪 保護のルール STOP!

STOP 1 派遣法の改悪 「生涯」派遣で「低賃金」を増やす!?



派遣の仕組みはどうなるの?

2 派遣労働者の処遇改善は見送り

派遣先の社員と同じ仕事をしている派遣労働者は、賃金などの労働条件が派遣先の社員と同じであるべきです。これを「均等待遇」と言います。この「均等待遇」は、世界の派遣労働の常識となっていますが、政府は「日本では無理」とあっさり見送っているのです。

派遣労働者と正社員の賃金比較(時給)

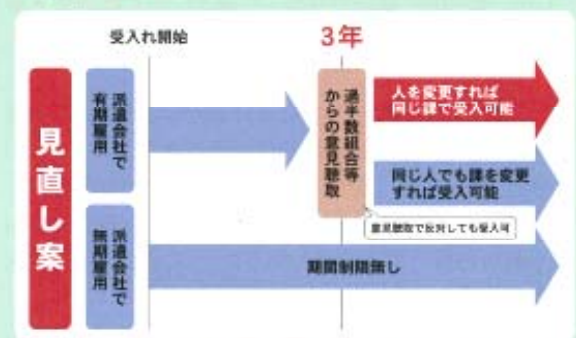


正社員と派遣労働者では全然賃金が違う!

1 派遣はずっと派遣のままで働く仕組みの導入

現在の派遣法では、派遣先が同じ職場に続けて派遣労働者を受け入れることができる期間は「原則1年(最長3年)」というルールがあります(専門26業務は期間制限無し)。これは、雇用が不安定になりがちな派遣労働者が増えないようにするためです。いま、政府は、このルールを撤廃し、3年経過後もずっと派遣労働者を受け入れ続けることができる制度を導入しようとしています。これは使い勝手が良く、低賃金の派遣労働者を、ずっと派遣のまま働かせようとするものです。

派遣労働者を受け入れることができる「3年ルール」はどう変わるの?



こんな制度になったら、低賃金の派遣はずっと派遣のままで働くことになっちゃうよ!

STOP 2 カネさえ払えばクビ切り自由化!?

いま、政府は、不当な解雇でクビになった労働者が、裁判所に訴えて「解雇は無効!」との判決を勝ち取っても、そのあと会社がお金さえ払えば、結局労働者をクビにできる制度を導入しようとしています。「解雇の金銭解決制度」と呼ばれるこの制度が導入されれば、違法な解雇であっても、労働者は職場に戻れなくなってしまいます。また、会社はお金さえ払えば労働者を解雇できることから、会社は裁判で負けるリスクなどお構いなしに解雇を行うようになるでしょう。こうした制度は絶対に導入すべきではありません!



STOP 3 過労死に繋がる長時間労働が当たり前!?

	今のルール	ホワイトカラー・イグゼンプション
働く時間のルール	1日8時間 1週間40時間	なし!
残業した場合	残業代(25%以上の割増賃金)がもらえる	なし!
深夜10時から翌朝5時に働いた場合	深夜手当(25%以上の割増賃金)がもらえる	なし!

現在、「1日8時間、1週間40時間」「残業には残業代」といった労働時間に関するルールが設けられていますが、いま、政府は、一定の労働者をそのルールの対象外にする制度を導入しようとしています。「ホワイトカラー・イグゼンプション」と呼ばれるこの制度が導入されると、どれだけ働いても残業代が支払われなくなるばかりか、労働時間も把握されなくなり、長時間労働に拍車がかかりかねません!いま行うべきことは、「残業代ゼロ」ではなく「過労死ゼロ」です!

しかもその対象を給料や仕事の内容を問わず、一般社員にまで広く拡大することも検討されています!

STOP 4 人手不足を理由にした低賃金の外国人労働者の受入!?

いま、政府は、建設や医療・介護といった国内で人手不足となっている分野に、外国人労働者をどんどん受入れようとしています。しかし、人手不足と言われる分野では、低賃金で重労働がその原因です。いま政府が行うべきことは、そうした分野でみんなが「働きたい!」と思うような賃金のアップや労働条件を改善することです!また、最低賃金以下で働かされている実態も明らかとなっている外国人労働者を保護することが重要です!



まさにいま、安心して働くことができるかどうかの瀬戸際にあります!
ブラック企業の合法化を許すな!

不安定雇用・低賃金の派遣労働者をこれ以上増やすべきではありません! 派遣労働者の処遇の改善のため「均等待遇」を実現するとともに、より安定した直接雇用(正社員)への転換を進めるルールの整備こそが必要です。

